

福岡県子ども読書推進計画 (改訂版)

平成22年3月

福岡県教育委員会

はじめに

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国および地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するよう努めることが明記されました。

国は、同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の取組・成果と課題を踏まえ、平成20年3月に新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

この間、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立するとともに、平成18年12月には教育基本法が改正され、これを受けて学校教育法、図書館法が改正されるなど、子どもの読書活動に関連する法整備が進められています。さらに、平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が衆参両院で決議されたところです。

本県では、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、4つの基本方針を掲げ、子どもの読書活動の推進を図ってまいりました。

この間、県立図書館子ども図書館は、子どもの読書活動推進の拠点として県内の児童サービス調査や市町村職員等を対象とした研修会の実施など機能の充実を図ってまいりました。青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」では、読書推進ボランティアの養成や派遣事業の実施により、県全体で子どもの読書活動の推進が図られました。さらに、学校における一斉読書活動の取組も、公立小・中学校で9割を超える実施率となっています。

また、市町村においても「市町村子ども読書推進計画」の策定が進むなど県内で地域の実態に応じた様々な取組が進められています。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進するために、「福岡県子ども読書推進計画」の改訂を行いました。本計画は、これまでの基本方針を継承しつつ、今後おおむね5年間にわたる施策の具体的な方向性を明らかにするものです。子どもたちが今後自主的に本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることが出来るよう、引き続き、家庭・地域・学校が一体となった子どもの読書活動の環境整備に取り組んでまいります。

平成22年3月

福岡県教育委員会教育長

森 山 良 一

目次

I	これまでの取組・成果と課題（平成 15 年度～平成 21 年度）	1
1	取組・成果	
2	課題	
II	基本的な考え方	4
1	基本目標	
2	計画の位置付け	
3	計画推進のための基本方針	
III	推進のための方策	8
	第 1 章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	8
1	家庭	8
	（1）家庭の役割	
	（2）家庭における読書活動の推進	
2	地域	9
	（1）図書館における読書活動の推進	
	（2）公民館における読書活動の推進	
	（3）児童館等における読書活動の推進	
	（4）民間団体・グループにおける読書活動の推進	
	（5）保健所・保健センター等との連携による読書活動の推進	
	（6）地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携による読書活動の推進	
3	学校	13
	（1）学校における読書活動の推進	
	（2）教職員等を対象とした読書推進研修会の実施	
	（3）幼稚園や保育所における読書活動の推進	
	第 2 章 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実	17
1	図書館	17
	（1）県立図書館子ども図書館活動の充実	
	（2）市町村立図書館の整備促進	
	（3）豊富で多様な図書資料の整備	
	（4）移動図書館車の整備推進	
	（5）図書館情報化の推進	
	（6）児童室や児童コーナー等のスペースの確保	
	（7）青少年向けサービスの充実	
	（8）障害のある子どもへの諸条件の整備・充実	
	（9）司書の適切な配置、研修の充実	

2	学校図書館	19
	(1) 学校図書館の役割	
	(2) 学校図書館図書の計画的な整備促進	
	(3) 学校図書館施設・設備の整備・充実	
	(4) 学校図書館の情報化	
	(5) 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立	
	(6) 読書推進ボランティア等の人材の活用	
	(7) 学校図書館の開放	
3	幼稚園・保育所	21
	(1) スペースの確保	
	(2) 発達段階に応じた図書の選定	
4	公民館等	21
5	市町村の推進体制の整備	22
第3章	図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	23
1	図書館間の連携・協力・ネットワーク化	23
	(1) 図書館間の連携・協力	
	(2) 図書館の広域ネットワーク化	
2	学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化	24
	(1) 学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進	
	(2) 学校が家庭・地域と連携した取組の促進	
	(3) 学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化	
	(4) 大学図書館との連携・協力	
第4章	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	26
1	総合的な子どもの読書活動の推進	26
2	啓発広報の推進	26
	(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施	
	(2) ホームページを活用した啓発広報の推進	
	(3) あらゆる機会を通じた啓発広報の推進	
3	優れた取組の奨励	27
	(1) 優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰	
	(2) 市町村における表彰	
4	優良図書の普及	28
	(1) 優良図書の家庭・地域への周知・普及	
	(2) 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介	
	用語解説	29

I これまでの取組・成果と課題（平成 15 年度～平成 21 年度）

1 取組・成果

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭

○家庭における読書活動の推進

「家庭教育手帳」（※1）の配布や、PTA研修会等を通じて、保護者に対して読み聞かせや読書の重要性について啓発を図ることができました。

(2) 地域

○青少年アンビシャス運動の取組

青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」（※2）により、読書の楽しさ・大切さについての認識が深まるとともに、子どもの読書推進ボランティア団体・グループ（以下「ボランティア団体等」という。）の育成が図られ、小学生の読書活動の活性化へ繋がりました。

	平成 13 年度	平成 20 年度	8 年間の実績
ボランティア養成講座参加者（人）	1, 102	1, 173	10, 768
ボランティア派遣校（校）	18	233	1, 117

○ブックスタート運動の広がり

県立図書館では、ブックスタート（※3）に関連する講座を行い、ブックスタート運動の重要性についての啓発を図りました。県内の市町村でブックスタート事業の取組が広がってきています。

	平成 15 年度	平成 21 年度
ブックスタート事業または類似事業実施市町村	78.1%	87.9%
ブックスタート事業実施市町村	50.0%	74.2%
未実施市町村	21.9%	12.1%

(3) 学校

○一斉読書活動の定着

学校における一斉読書活動は、多くの学校で取り組まれており、公立小・中学校の9割以上が実施しています。また、平成 15 年度に比べて公立中学校では 27.3 ポイント、県立高等学校では 12.3 ポイント高くなっています。

	平成 15 年度	平成 20 年度
公立小学校	93.6%	98.3%
公立中学校	63.2%	90.5%
県立高等学校	63.5%	75.8%

子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

(1) 図書館

○県立図書館子ども図書館を中心とした子どもの読書活動の推進

県民に対する直接サービスとして、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本のリストなど書誌の作成、障害のある子どもや日本語が母国語でない子どもに対する資料の充実等に努めました。

また、市町村支援として、市町村の図書館職員向けの研修会の実施や図書館未設置市町村へ貸出文庫事業による資料の一括貸出等を行いました。さらに、小中学校図書館へのモデル事業として、テーマ別に図書を集めてセットとして貸し出す「学校貸出図書セット」事業を開始しました。

(2) 学校図書館

○学校図書館への人的配置の促進

福岡県では、現在、12学級以上のすべての学校に司書教諭が置かれるようになっています。

(3) 市町村の推進体制の整備

○市町村の取組促進

市町村に対する指導助言や研修会の実施を通して、「市町村子ども読書推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）策定に向けた意識の向上に努めました。市町村推進計画の策定率は年々増えてきています。

	平成 16 年度末	平成 20 年度末
策定済み	4.7%	33.3%
策定作業中	8.2%	21.2%
策定について検討中	27.1%	33.3%
予定なし	60.0%	12.1%

図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

○「福岡県図書館情報ネットワークシステム」の整備

「福岡県図書館情報ネットワークシステム」（※4）を構築し、横断検索（※5）や所蔵館に対するインターネットを介しての貸出申込み・回答を可能にしたことから、図書館間の相互貸借（※6）件数が年々増加しています。

○図書館間の連携・協力・ネットワーク化

平成 17 年 3 月に県内の公共図書館（室）、学校図書館、大学図書館、専門図書館のそれぞれの協議会が横断的に加盟する「福岡県図書館協会」を設立し、館種の異なる図書館間での相互貸借や研修会の相互参加等を実施しています。

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

○啓発広報の推進

子どもの読書活動の現状や読書の有用性を改めて認識するとともに、読書の習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、学校が一体となって読書活動の環境づくりについての理解を深める読書フォーラムを実施し、読書の楽しさや大切

さの共通認識が図られました。

○「子ども読書の日」を中心とした取組の実施

県立図書館において「子ども読書の日フェスティバル」を実施するなど、「子ども読書の日」（※7）の普及・啓発を図りました。県内の図書館・学校等でも「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」（※8）の取組が定着してきています。

	平成 14 年度	平成 21 年度
「こどもの読書週間」行事实施市町村	51.5%	81.7%

2 課題

○「市町村推進計画」の策定状況

「市町村推進計画」の策定率は年々増加している一方、策定の予定がない市町村は平成 21 年 3 月末現在 8 市町村（12.1%）となっています。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が連携協力して総合的に推進することが必要です。そのためには市町村において、「市町村推進計画」を策定することが必要です。

○読書習慣の定着

人間形成や読書習慣の形成に大きな影響を及ぼすといわれる幼児期の子どもに対する読書活動の推進が必要です。

○読書推進ボランティアの育成

読書推進ボランティア養成講座等については、多くの市町村で実施されており、ボランティア団体等の数も増えてきています。今後は、読書推進ボランティアの質の向上を図ることが必要です。

○図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

相互貸借の利用が活発な市町村がある一方、図書館未設置市町村の中には蔵書が少ないうえに相互貸借の利用も少ない所があります。こうした市町村にどのように相互貸借や新たに開始する遠隔地貸出・返却サービス（※9）を普及させるかが今後の課題です。

また、学校図書館等との連携・協力も、相互貸借のみならず、研修など更なる拡充を推進する必要があります。

○学校における推進体制の整備

学校図書館の図書標準（※10）を達成している学校は、50%弱となっています。学校図書館の利用、活用の充実のためにも、図書標準を達成するよう市町村へ働きかける必要があります。

○啓発広報の推進

家庭、地域、学校が子どもの読書活動を推進するためには、様々な機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

ホームページ等を活用し、子どもの読書活動の推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動に関する情報提供を行い、その大切さについて社会的理解を深めることが必要です。

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本目標

(1) 読書の意義

「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

福岡県では、子どもの読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであることから、家庭・地域・学校において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間の連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことにより、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成 21 年度の第 55 回学校読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によれば、1 カ月の平均読書量は、小学生が 8.6 冊、中学生が 3.7 冊、高校生が 1.7 冊となっています。また、1 カ月間に 1 冊も本を読まなかった者の割合は、小学生 5.4%、中学生 13.2%、高校生 47.0%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかがえます。

本県では、学校での朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。特に、「朝の読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」において、「読書をしよう」を一つの活動目標として推進しています。

さらに、青少年アンビシャス運動と「車の両輪」として福岡県が進めている教育力向上福岡県民運動では、学校が中心となって家庭、地域と協働しながら、「福岡がめざす子ども～志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども～」を育成するための取組が行われており、読書活動についても様々な取組が行われています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

(2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境の整備を推進します。

子ども（おおむね18歳以下を指します。）の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」（平成18年度）の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。

まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

(2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

(3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合（※11）を通じた各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

Ⅲ 推進のための方策

第1章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

1 家庭

(1) 家庭の役割

ア 育児における読み聞かせの重要性

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が大切です。子どもは、保護者からのたくさんの愛情や触れ合いの中ですくすくと育っていきます。特に幼少期の記憶や経験が、その後の成長を大きく左右すると言っても過言ではありません。

子どもは、身近なところに本があり、保護者から愛情いっぱい読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。

なお、読み聞かせの目安としては、幼児から小学校低学年児童への実施が効果的であると言われていますが、乳児から大人まで、あらゆる年代への実施が可能です。

イ 日常生活の中で継続した読書活動を行うための保護者の配慮

まずは、子どもに本を好きになってもらうことが大切です。無理に読ませるのでなく、子どもが自主的に本を手にとって、読書を楽しむことが重要です。

そのためには、保護者自身が本に対して興味・関心を持ち、楽しみながら、子どもに読み聞かせ等を行うことが大切です。

家庭の中で、「特別」にではなく「日常的」に読書の習慣付けをしていくことは有効な方法です。

また、人に読んでもらった本や子ども自身が読んだ本について、家庭の中で楽しく話し合うなどして、子どもの更なる興味・関心を引き出すことも必要です。

ウ 青少年期における読書の奨励

平成21年度に行われた全国学力・学習状況調査によると、平日における読書を「全くしない」と答えた割合は、福岡県（公立）の小学校で22.7%、中学校で43.8%であり、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。しかし、青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの読書活動を、家庭においても温かく見守り、励ますことが必要です。

(2) 家庭における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動の推進には、保護者の理解が必要不可欠です。そのためには、保護者に対して、子育てにおける読み聞かせや読書の重要性について、あらゆる機会と場所を通じて理解を図る必要があります。

P T A研修会や乳幼児健診等様々な機会を利用して、学校、図書館、保健所・保健センター、ボランティア団体等が連携を図りながら、保護者に対して理解の促進を図ることが必要です。

福岡県の取組

- ・ P T A研修会等を通じて、子どもの読書活動の推進に努めます。

2 地域

(1) 図書館における読書活動の推進

ア 図書館の役割

図書館は、豊富な図書があり、リクエストサービス（※12）、レファレンスサービス（※13）、団体貸出サービス（※14）などが行われており、子どもを含めた地域住民にとって本と触れ合う身近な施設です。

また、図書館は、保護者と子どもが本に触れ合う場所であり、読み聞かせやおはなし会の実施、展示会、研修会等を実施するほか、ボランティア団体等への支援や場の提供を積極的に推進し、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

特に、県立図書館は、県全体の子どもの読書活動を推進する拠点として一層の充実が求められています。

イ 新たなサービス展開のための読書推進ボランティアの参加促進と発掘・活用

子どもが読書に対する興味を持つためには、本との出会いの機会を作ってあげることが大切です。読書に関心のない子ども、一人では本を読めない子どもや本を読むことが苦手な子どもに、本を読んであげるとは、子どもがおはなしの楽しさを知り、本に興味を持つようになるための効果的な方法です。このような活動を支えるのが、地域で活動する読書推進ボランティアです。図書館等の社会教育施設は、地域の読書推進ボランティアの現状や活動状況を把握し、学校・図書館・公民館・児童館等での活動の場を提供するためのコーディネーターとしての役割を担っています。

ウ 読書推進ボランティア養成・情報提供等の取組の推進

図書館では、子どもの豊かな読書環境を作るために、読み聞かせ等の読書に関するボランティアの養成・レベルアップ研修等、学習の機会や関連する各種情報を提供するなどの取組が望まれます。

エ 県立図書館における子どもの読書活動推進のための事業の実施

県立図書館では、子どもの読書活動を推進するため、一般県民に対する啓発活動を行うとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育てるための取組を積極的に行います。

福岡県の取組

- ・ 県立図書館では、県民、読書推進ボランティア、市町村図書館職員の啓発と資質向上のための支援を行います。
- ・ 県立図書館では、県内の子どもの読書に係るボランティアの実態の把握、学習機会や情報の提供等を図ります。

(2) 公民館における読書活動の推進

図書館の整備が行われている市町村においては、地域の実情に応じて公民館図書室を活用し、図書館と公民館が連携して子どもの読書活動を推進することも大切です。

また、図書館が設置されていない市町村（本県では 20.0%の市町村）においては、公民館が社会教育法に基づく社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に関する事業を実施することが期待されます。

しかし、公民館図書室に専任職員がいないところが多く、ボランティア団体等と連携を図りながら、読み聞かせ等のボランティア養成や読書推進のための取組、啓発広報活動等の実施、充実が望まれます。

(3) 児童館等における読書活動の推進

児童館・児童センターには、図書室が整備されています。県内では、13市10町に児童館・児童センターが設置されており、地域で子どもが読書に親しむ場所として期待されています。

また、図書館等と連携した読み聞かせ等の施策の推進を図ることが望まれます。

(4) 民間団体・グループにおける読書活動の推進

ア ボランティア団体等の連携促進

県内のボランティア団体等は、独自に、あるいは学校・図書館・公民館・児童館と連携し、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、子どもの読書活動の意義等について理解や関心を広げるために活動したりしています。また、これらの活動を通して保護者同士の交流も生まれやすくなり、より一層地域に密着した子どもの読書活動の推進が図られています。

このような県内のボランティア団体等による活動の状況について把握する必要があります。

福岡県の取組

- ・各教育事務所・県立図書館が連携し、ボランティア団体等の現状把握と支援に努めます。

イ 青少年アンビシャス運動への参加・活動の推進

県では、青少年を取り巻く環境や社会の変化を踏まえ、今私たちが失いつつある家庭や地域の教育力を取り戻し、すべての青少年が次世代をたくましく生きていけるように、平成13年度から「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

「青少年アンビシャス運動」を取り組むに当たって具体的な目標である「アンビシャスな青少年になるための7の提案」に沿った活動を実践している多くの団体が、この運動に参加しています。

この7の提案の中の一つである「読書をしよう」に賛同する多くのボランティア団体等が、地域で様々な活動を行っています。

これら多くのボランティア団体等が資質を高めながら、活動を充実していくためには、この青少年アンビシャス運動の中で、団体間相互の交流や情報交換などの機会を通じて連携・協力していくことが必要です。

このような取組によって、あらゆる関係者に、子どもの読書活動推進の趣旨が周知理解され、共通理解のもとに県民が一体となって子どもの読書活動が推進されることが望まれます。

福岡県の取組

- ・青少年アンビシャス運動において、子どもの読書活動の推進を図ります。

ウ 公共性が高い活動への支援

地方公共団体は、子どもの読書活動を推進する民間団体等の取組で公共性が高いものについては、活動の場を提供するなど、活動奨励のための方策を講じることが期待されています。

(5) 保健所・保健センター等との連携による読書活動の推進

乳幼児健診時等を利用して、保護者に本の読み聞かせの有用性について知ってもらうことが大切です。

現在では、乳児とその保護者を対象に、読み聞かせの説明とともに絵本を手渡し、絵本を仲立ちとして、温かい触れ合いの時間を共有することを勧めるブックスタート運動が広がっています。この運動は、絵本の楽しさを知ってもらい、子どもの心を豊かに育てるための第一歩として、とても効果的です。なお、実施に当たっては、図書館と保健所、保健センター等との連携・協力が必要です。

福岡県内においては、平成21年度にブックスタート事業を実施する市町村は、49

市町村になっています。また、絵本のリストや図書館の利用案内を渡すなどブックスタートに類似した事業を実施する9市町村も含めると、87.9%の市町村が実施しています。

福岡県の取組

- ・県立図書館では、赤ちゃん絵本についての情報提供や、乳児期の読書についての啓発を行い、市町村のブックスタート事業の実施について支援を行います。
- ・県内の市町村におけるブックスタート事業の実施に関する調査を継続的に実施します。

(6) 地域における子どもの読書活動推進機関・団体の連携による読書活動の推進

子どもの読書活動推進については、図書館、公民館、民間団体・グループなどの関係機関・団体がそれぞれ独自の展開を図っていくことが大切ですが、お互い連携・協力し、総合的な観点から取り組む必要もあります。また、これらの連携・協力した取組が、学校での取組と有機的に結ばれることによって、子どもの読書活動が一体的に推進することができます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できるシステムを構築し、子どもの読書活動推進のための総合的な取組を検討することが必要です。

また、これらの取組を学校に周知し、理解を求め、さらに学校と連携しながら進めていくことも大切です。

このような取組を効果的に推進するため、次のようなことが考えられます。

ア 読書推進ボランティア交流会の実施

現在多くのボランティア団体等が組織され、その連携体制も広がっています。図書館や公民館での読み聞かせ、ブックトーク（※15）などの活動にあわせ、学校の国語科等の教科指導や特別活動の中で、直接子どもに読み聞かせ等を行ったりしています。このように、子どもの興味を本に向け、読書の習慣を付けさせる取組において、読書推進ボランティアが担う役割が高まってきており、その知識や技術のレベルアップや研さんの機会が必要となっています。

したがって、多くの読書推進ボランティアが参加し、講演、実習、事例発表、ワークショップ、情報交換などによって研さんを図りながら、お互いを高め合えるような交流会を実施することが求められます。

イ 幼稚園・保育所・学校への読書推進ボランティア派遣の充実・展開

これまで読書推進ボランティアは、地域での活動を主体的に行い、その活動を通じて、子どもの読書に対する意欲を高め、本への興味を引きつけてきました。しかしながら、地域での活動だけでは多くの子どもがその恩恵に浴する機会が少ないと言えます。

今後は、多くの子どもが、専門的な技術を持つ読書推進ボランティアによる読み聞

かせやブックトークなどを体験する機会を持つことによって、読書の面白さや大切さ、素晴らしさを理解し、日常的な読書の習慣を身に付けることへと発展させることが大切です。

したがって、多くの幼稚園・保育所・学校に読書推進ボランティアを派遣し、子どもに読み聞かせやブックトークを味わう機会を増やし、朝の読書の取組などと関連付けながら、子どもの本に対する興味を高めていく必要があります。

福岡県の取組

- ・青少年アンビシャス運動の中で、幼児期の読書活動を推進する事業を行う団体に支援を行います。

3 学校

(1) 学校における読書活動の推進

ア 学校の役割

学校は、従来から国語科などの各教科等をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、子どもの読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。

子どもの読書活動の推進に当たっては、各学校にある学校図書館や地域の図書館を計画的、継続的に活用し、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させる必要があります。また、指導する立場にある教職員自身が読書の喜びや意義について理解を深めることも、同様に大切です。

県では、「学校における読書活動推進のためのQ&A」(平成12年10月)、「子どもたちに本を読む楽しみを～読書活動推進のための教師用啓発リーフレット～」(平成15年3月)を作成し、市町村教育委員会や各学校に配布するなど、学校における読書活動を支援しています。

また、平成14年度から、県下の全公立小・中学校で作成されている「学力向上プラン」(※16)では、読書活動が「学力の基礎を培う活動である」として、読書活動の取組を推進しています。

イ 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動での学校図書館の計画的利用と活用

小・中学校の国語科の学習指導要領では、児童生徒の発達段階に応じて「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立てようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。また、小・中学校の特別活動の学級活動や小学校の社会科でも学校図書館の利用及び活用を指導事項としています。

高等学校の国語科においても「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する能力を育成するとともに、情報

を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにする」ことなどが、内容の取扱いにおける配慮事項とされています。

このことは、国語科だけでなく、学校教育全体として学校図書館を計画的に利用して、教育活動の展開に一層努めることが大切であることを示しています。例えば、社会科のディベートで統計資料を調べたり、総合的な学習の時間で「環境」に関する資料をインターネットを通じて検索したりするなど、すべての教科・領域等において、学校図書館を活用した学習を展開することが大切です。

ウ 全校一斉の読書活動などの一層の普及

県では、「朝の読書」などを推進しており、平成 20 年度においては、読書活動を定例的に実施しているのは、公立小学校 98.3%、公立中学校 90.5%、県立高等学校 75.8%にのぼっています。

「朝の読書」などの実施は、「落ち着きが出てきて、静かに自分の内面を省みたり、心にゆとりが生まれてきた」などの報告がなされており、児童生徒が読書の楽しみや喜びを知ったり、読み書き等の学ぶ力が付いたり、家庭生活や学校生活に好影響を与えていたり、学習面や生徒指導上で多くの成果をあげています。

また、継続的な実施が定着した後も、選書についての「質」の観点から、個々の子どもの興味・関心などの状況に合わせた段階的な配慮・指導が必要です。各学校において、絵本や読み物、調べ学習に役立つ本など多様な種類の本を揃えることや、必読書や推薦図書、学習に役立つテーマ別ブックリストを作成することなどを促していきます。

エ 児童生徒が読書に親しむ態度の育成

子どもが読書の楽しさや良さを味わえるような指導の工夫や取組が必要です。推薦図書コーナーの設置や、校内におけるおはなし会の実施等、学校独自の子どもの読書活動を推進する取組を実施し、児童生徒が自らの知識を高めるためや疑問を解決するために、自主的に学校図書館を活用する態度を育成する必要があります。そのためには、児童生徒による自主的な図書委員会の活動が重要です。図書委員会の活動を活性化し、児童生徒が自分たちのアイディアを生かした自主的・実践的な活動を通して、読書活動の充実を図るよう働きかけます。

福岡県の取組

- ・県内の各学校の読書活動の現状を把握するために、読書活動に関する調査を継続的に実施します。

オ 校内の推進体制の整備・充実・意識の高揚

児童生徒の自主的な読書活動の一層の充実を図るため、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員の指導力の向上、教職員・学校図書館担当事務職員等との連携・協力を推進し、学校図書館の有効活用を図る

ことが必要です。

推進体制の整備に当たっては、各教科や総合的な学習の時間等における公共図書館や地域の読書推進ボランティアの積極的な活用が大切です。学校では、読書活動に関する保護者や地域の読書推進ボランティアに、読み聞かせや読書指導の場を提供したり、学校図書館運営への参加を求めたりしながら、積極的に連携を図るよう働きかけます。

また、情報交換や研究協議の場を通じて、司書教諭等の学校関係者の意識の高揚を図ることが必要です。

さらに、教職員の初任者研修、教職経験2年経過教員研修、教職経験5年経過教員研修、10年経験者研修等の中で、子どもの読書活動の意義についても啓発を図っていきます。

福岡県の取組

- ・県教育センターの専門研修の1つとして、教諭、学校図書館司書等を対象に講座「学習・情報センターとしての学校図書館運営の視点」の実施に努めます。

カ 障害のある子どもの読書活動の推進

子ども一人一人の障害の状態や特性、生活経験等に応じ、適切な図書の選定と読書活動の工夫、読書環境の整備を図ることが必要です。また、図書館や公民館、読書推進ボランティア等と連携し、障害のある子どもの読書活動の推進を図ることも大切です。

視覚障害のある子どもにおいては、墨字本、点字本、拡大写本、さわる絵本、音の出る絵本、録音図書等多様な資料の整備に努める必要があります。また、読書推進ボランティアの協力を得ながら、点訳、拡大写本の製作、テープ録音・デジタイズ録音（※17）等による資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、視覚障害教育情報ネットワーク等の活用を一層図る必要があります。

聴覚障害のある子どもにおいては、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めることが必要です。学校全体で「読書の日」や「読書週間」を設け、図書委員の児童・生徒による紙芝居や手話等による読み聞かせ等を積極的に推進し、読書習慣の確立を図り、また、図書館等と連携し、字幕入り映像資料等の活用を充実させることが必要です。

知的障害のある子どもや肢体不自由のある子ども、病弱の子どもにおいては、一人一人の障害の状態や特性、生活経験等を考慮し、適切な図書を選定するとともに、教員や読書推進ボランティアによる読み聞かせ、紙芝居や仕掛け絵本、布の絵本、ペーパーサート（※18）、パネルシアター（※19）、視聴覚機器等の整備など、読書活動の工夫・充実に努める必要があります。また、地域の図書館を利用したり、団体貸出を利用した図書室を開設したりするなど、読書に親しむ機会の拡充に努めることが必要です。

(2) 教職員等を対象とした読書推進研修会の実施

学校においては、教職員が子どもの読書活動の重要性を認識し、国語科における発展的な読書活動や各教科、総合的な学習の時間等における調べ学習のため図書館を活用していましたが、ブックトークなどの手法や選書の仕方などを身に付ける機会が十分であったとは言えませんでした。

したがって、関係機関・団体と学校が一体となって子どもの読書活動を進めるためには、教職員に子どもの読書活動の現状やその大切さについて理解を促し、学校での様々な機会を通じて、子どもが本に親しみ、読書意欲を向上させていくことができるような内容の研修会を実施することが求められます。

(3) 幼稚園や保育所における読書活動の推進

ア 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の積極的な推進

乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取組になります。乳幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、研修会等において、教職員及び保育士の読書に対する理解を図ります。

イ 地域の読書推進ボランティア等の積極的な人材活用

幼稚園や保育所においても、子どもの読書活動の推進においては、図書館や読書推進ボランティア等の人材を積極的に活用していく必要があります。

そのためには、地域の読書推進ボランティア情報の活用や、図書館と連携・協力して本の読み聞かせなどの取組の推進が求められます。

ウ 保護者等に対する啓発・普及

県、市町村は、幼稚園や保育所等に対して、乳幼児期における読み聞かせの重要性について啓発を行い、幼稚園や保育所の蔵書や幼児の読書活動等の紹介、家庭における読み聞かせの推奨など、保護者への広報を促します。

エ 異年齢交流を通じた読書活動の機会の提供

近隣の小・中学生等が、幼児や未就園児を対象に読み聞かせを行うなどの取組の推進が期待されます。

福岡県の取組

- ・ 幼稚園新規採用教員研修において、読み聞かせ講座の実施に努めます。
- ・ 青少年アンビシャス運動において、幼稚園・保育所等での読書活動を支援します。

第2章 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

1 図書館

(1) 県立図書館子ども図書館活動の充実

県では、平成14年4月23日に福岡県立図書館子ども図書館を県立図書館別館に開館しました。この子ども図書館は、県内の子ども読書活動推進の拠点として開設され、約7万5千冊の蔵書と子ども用の閲覧室のほかに、おはなし会を行う「おはなしのへや」や小中学生が自由にインターネット等ができる「子ども情報ルーム」等の目的別に4つの部屋を持つ充実した施設です。

子ども図書館とは、子どもにとっては読書の楽しみを知り、本を通して知識を得ることが自由にできる場所であり、保護者にとっては厳選された豊かな蔵書の中から子どものために本を選んだり、子どもの読書活動や本について相談することのできる場所です。また、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本の展示、子どもの読書に関する講座の実施、読書推進ボランティアの支援等、子どもの読書活動を推進する上での重要な役割を果たしています。

子ども図書館では、児童用図書・子どもの本や子どもの読書活動に関する資料の整備・充実を図るとともに、関係機関や県民に情報を提供し、その大切さを理解してもらうための活動を行い、子どもの読書活動推進の拠点として、広域的立場から推進していきます。さらに、市町村立図書館の推進事業を積極的に支援し、県立図書館においても自ら事業を企画実施します。

福岡県の取組

・県立図書館は、県内の子ども読書活動の推進拠点として、次の事項について取り組みます。

- ①資料の充実 ②県民への直接サービスの充実 ③市町村支援 ④ボランティア支援 ⑤学校支援 ⑥ホームページ等による子どもの読書に関する情報発信

(2) 市町村立図書館の整備促進

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学省）によると、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう図書館の設置に努めるとともに、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとされています。

本県内においては、図書館を設置している市町村は48市町（80.0%）であり、未設置の12市町村（20.0%）については、読書活動の重要性について、さらに啓発を行い、図書館設置の気運の醸成に努めます。

(3) 豊富で多様な図書資料の整備

図書館は、子どもが身近で気軽に様々な本に出会える大切な場所であることから、各図書館はその地域の特色を生かし、地方交付税等を計画的に活用しながら、子ども向けの図書やその地域の方言、郷土文化等に関する豊かで多種多様な図書資料の収集・提供を行うことが必要です。

(4) 移動図書館車の整備推進

移動図書館車は、図書館から遠距離にある地域の方々にとって、便利であり、子どもの読書活動推進の上からも有効であることから、助成金等を活用して整備することが望まれます。

(5) 図書館情報化の推進

子どもが、自らの興味・関心により、必要とする本が容易に手に入る環境を整備するためには、インターネットを活用した図書検索システムの導入が重要です。

また、インターネット接続の利用者用コンピュータの設置を進めるなど、図書館の情報化を推進する必要があります。

(6) 児童室や児童コーナー等のスペースの確保

図書館のほとんどは児童室や児童コーナー等のスペースを持っていますが、必ずしも十分な施設・設備を持っているとは言い難いところもあります。子どもが自由に読書活動を行えるように、専用の児童室や児童コーナー等のスペースを確保して、子どもの読書活動推進の観点から館内の設備、書架の配列などを考慮した環境づくりが重要です。

(7) 青少年向けサービスの充実

青少年期は、子どもから大人に成長する大切な時期であり、体だけでなく、心も大きく育つ時期です。これらの世代が興味を持つ「若い人たちの生き方」「将来・進路」「趣味・スポーツ」などの魅力ある資料の提供と充実が必要です。

中高生や同世代の若い人々に本を手渡す場所として、ヤングアダルトコーナーなど青少年向けのコーナーを設ける図書館も多くあります。県立図書館でも、平成19年7月24日「青少年と暮らしの交流室」を設置し、資料の充実、情報の提供、研修等に努めています。

(8) 障害のある子どもへの諸条件の整備・充実

障害のある子どもにも等しく読書の世界への扉が開かれるようにするためには、障害に応じた利用しやすい形態の資料を充実させることが必要です。

また、特別支援学校等関係機関との連携による資料の共有化や情報の提供も大切です。書架と書架の間を車いすが通れるように広さを確保したり、段差のない部屋造りをしたりするなど、障害のある子どもに対しての施設整備面での配慮も必要です。宅配サービス・病院への出前サービス等、障害のある子どもが利用しやすいサービスを展開する必要があります。

ア 障害のある子どもへの資料等の充実

布の絵本、バリアフリー絵本（※20）、録音資料、大活字本等の充実を図るとともに関係機関と連携し、相互貸借などによる資料の共有化を図ることが大切です。

イ 朗読・点訳奉仕員等の養成

朗読・点訳奉仕員等の養成・研修を実施することにより、より質の高い資料を豊富に提供できる体制を作ることが大切です。研修等を実施するに当たっては、関係機関や隣接市町村との連携による共同事業として実施することも考えられます。

(9) 司書の適切な配置、研修の充実

子どもの読書活動推進のためには、図書館への専門の知識・経験を持った司書の適切な配置が望まれます。県立図書館においては、司書等関係職員への講座や研修会等を開催し、その資質向上を図っていきます。

福岡県の取組

- ・県立図書館は、図書館、公民館図書室等で、子どもの読書推進活動に携わる人等を対象とした実務研修講座「子どもと読書」研修会の実施に努めます。

2 学校図書館

(1) 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」の機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」の機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動において多様な教育活動を展開していくために、地域の図書館や学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館を充実していくことが求められています。

福岡県の取組

- ・各教科等における言語活動の充実の観点を踏まえ、学校図書館を有効に活用する態度の育成に努めます。

(2) 学校図書館図書の計画的な整備促進

国では、「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、平成19年度から平成23年度までの5年間で総額約1000億円の地方交付税措置が講じられています。

このことを踏まえ、各市町村に対して公立義務教育諸学校の学校図書館図書の整備・充実を図るよう促していきます。

(3) 学校図書館施設・設備の整備・充実

教育用コンピュータの設置やインターネット接続には、地方交付税等の財源措置による整備が進められるとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助が受けられるなど所要の措置が講じられており、子どもの読書活動推進のための有効な活用が望まれます。

(4) 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、地域の図書館等とオンライン化したりすることによって多様な興味・関心にこたえる資料の活用が期待できます。

また、インターネット接続によって児童生徒の調べ学習などの学習活動が効果的に展開されることが期待できます。

(5) 学校図書館への人的配置の促進と支援体制の確立

学校図書館法が改正され、12学級以上のすべての学校に司書教諭を配置することが義務づけられました。県では、これまでも司書教諭の資格取得のための養成講習を行ってきました。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、校内研修の実施等を通じて、学校図書館の活性化を促進する役割を担っています。今後も、司書教諭の円滑な配置促進のために、引き続き司書教諭養成のための講習を実施し、その育成に努めます。

学校においては、司書教諭がその役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などが必要です。また、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要であり、各学校における校内研修や研究会などを通して教職員間の連携や理解を推進します。

また、学校図書館担当事務職員等は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっています。学校図書館の活用をさらに充実するため、配置について働きかけます。

福岡県の取組

- ・学校図書館司書教諭講習の実施に努めます。
- ・県立学校等司書教諭研修会等の実施に努めます。
- ・県立高等学校図書館司書研修会の実施に努めます。

(6) 読書推進ボランティア等の人材の活用

県内の小学校では約 87%、中学校では約 23%の学校（平成 21 年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）で、保護者や地域住民による読み聞かせ等の読書推進ボランティアの活用が行われています。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や学校における読書活動の充実・促進が図られます。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行うブックトーク、アニメーション（※21）活動や学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域の読書推進ボランティア、非常勤職員等の人材活用の促進を図ります。

(7) 学校図書館の開放

学校週 5 日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、休業日・長期休業日においても、学校や地域の実態に応じて、地域のボランティア等の協力を得ながら、児童生徒を含む地域住民に学校図書館の開放が進むよう促します。

3 幼稚園・保育所

(1) スペースの確保

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本などに親しむ機会を提供するために、本に触れられるスペースの確保に努めることが必要です。

(2) 発達段階に応じた図書の選定

図書の整備を行うに当たっては、図書館などの協力により、発達段階に応じて有用な図書の選定が行われるよう配慮する必要があります。

4 公民館等

住民の身近にあり、親しまれている施設である公民館図書室や各公共施設の中に設置されている図書コーナー等は、子どもへ読書の機会を提供する貴重な場であることから、子どもの読書環境の向上のため、整備の促進を図ることが期待されます。

5 市町村の推進体制の整備

市町村においては、地域に密着した、様々な住民の声に応じた子どもの読書活動推進のための事業を実施しています。そこで、それぞれの市町村の実情に合わせた基準、方針等を明らかにし、より効果的に子どもの読書活動の推進を図る「市町村子ども読書推進計画」の策定が必要です。

福岡県の取組

- ・県内の市町村の「市町村子ども読書推進計画」の策定状況の把握と情報提供に努めます。

第3章 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

1 図書館間の連携・協力・ネットワーク化

(1) 図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携、協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行うことができます。このことは、子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じ、子どもの読書に関する資料や研究書の紹介・提供を行うとともに、子どもの読書に関するレファレンスの援助や子どもの読書活動推進のための技術指導等も行います。

市町村立図書館は、子どもの読書活動に関する取組について、県立図書館及び市町村立図書館との連携を積極的に図り、県内の図書館間における円滑な情報の流通に努めることが望まれます。

福岡県の取組

- ・ 県立図書館は、更なる相互貸借の充実を図るとともに、県立図書館遠隔地貸出・返却サービスにより、県民への資料搬送の充実を図ります。
- ・ 県立図書館は、国立国会図書館国際子ども図書館（※22）等の子どもの読書に係る関連機関との連携・協力を図るとともに、子どもの本や読書に関するレファレンスについて研究し、市町村立図書館の援助を行います。

(2) 図書館の広域ネットワーク化

子どもの読書環境を豊かにするためには、多様な資料要求にこたえることが必要です。そのためには、インターネットによる蔵書の公開や横断検索システムの推進が有効です。インターネットによって図書館等の蔵書検索や貸出予約等が行えるシステムを活用し、サービスの高度化を図ることで、子どもの読書環境をより豊かにすることが望まれます。

福岡県の取組

- ・ 県内図書館等の蔵書検索・貸出予約・情報交換等を行う福岡県図書館情報ネットワークシステムの活用促進と充実を図ります。

2 学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

(1) 学校への図書貸出や子どもに対する読書活動の推進

図書館は、学校に対し、絵本をはじめとするあらゆる図書資料や調べ学習用資料の貸出を行うとともに、目的に応じた図書セット等を供するなど、子どもの豊かな読書環境を整備することが必要です。

また、学校と連携・協力し、読書まつり・おはなし会・展示・図書館見学等、子ども対象の読書推進行事を実施することで、子どもに本の楽しさを知ってもらい、読書に対する興味・関心を持つよう努めることが望まれます。

福岡県の取組

- ・ 県立図書館は、福岡県学校図書館協議会との連携・協力を図り、学校図書館とその地域の図書館の連携・協力事例の情報収集と提供に努めます。
- ・ 県立図書館は、市町村図書館と学校との連携の推進に役立つ事例を研究し、学校貸出図書セットのモデル事業の実施や図書館利用マニュアルの改訂などに取り組みます。

(2) 学校が家庭・地域と連携した取組の促進

学校が家庭・地域と連携した子どもの読書活動推進の先進的事例等の情報を収集し、教職員・保護者・読書推進ボランティアに対し、その事例を紹介することで、子どもの読書活動の意義を理解してもらい、学校と家庭・地域との連携・協力を推進します。

福岡県の取組

- ・ 図書館・学校・読書推進ボランティア等の連携事例の紹介や情報提供に努めます。

(3) 学校図書館間の連携・協力・ネットワーク化

県内の学校図書館間で図書を相互貸出、共有することにより、効率的な図書整備が行えます。

なお、整備については、学校図書館の所蔵情報を電算化し、インターネット等で検索できるようにすることが望まれます。

(4) 大学図書館との連携・協力

大学図書館でも、地域開放等による地域サービスを行っていますが、今後更に県内の図書館と大学図書館との連携・協力の推進が望まれます。

福岡県の取組

- ・ 県立図書館では、県内の大学図書館と連携して、資料の相互貸借等による一般県民への資料提供に努めます。

第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

1 総合的な子どもの読書活動の推進

「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、県内の各市町村や民間団体等の連携・協力体制の整備を継続的に検討するため、関係機関・団体等で構成する連絡会議等の設置が必要です。

福岡県の取組

- ・毎年、県内の状況を調査・把握しながら、福岡県子ども読書推進計画の進行管理を行い、子どもの読書活動の推進に努めます。

2 啓発広報の推進

家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進するには、様々な場や機会を活用して理解・啓発を図る必要があります。

また、これらの情報が効果的に住民に届くよう、関係団体が協力し、メディア等を通じて広報に努めることが必要です。

この啓発広報の取組は、家庭・地域・学校が連携・協力して実施することによって、一層効果的となります。また、書店商業組合との協力による各書店における啓発の促進も期待できます。これらの取組を通じて、さらに連携・協力体制の充実が図られます。

したがって、これら関係機関・団体が連携・協力できる組織が設置され、総合的に啓発広報を進めることが求められます。

(1) 「子ども読書の日」を中心とした事業の実施

4月23日の「子ども読書の日」は、国民の間に、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって設けられたものです。県内各地で制定の趣旨にふさわしい事業が実施されることにより、さらに効果を高めることが期待されます。

福岡県の取組

- ・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」についての普及・啓発を図ります。
- ・県立図書館では、「子ども読書の日フェスティバル」の実施に努めます。
- ・県内の「子ども読書の日」を中心とした行事の把握と情報提供に努めます。

(2) ホームページを活用した啓発広報の推進

ホームページを活用することで、子どもの読書推進に関する様々な情報を提供し、広く県民に子どもの読書活動の意義をアピールし、その大切さについて社会的理解を求める必要があります。

福岡県の取組

- ・ 県立図書館では、ホームページ（「福岡県立図書館子ども図書館ホームページ」「青少年の部屋ホームページ」等）において、子どもや青少年の読書に関する様々な情報の提供に努めます。

(3) あらゆる機会を通じた啓発広報の推進

子育てに関する講座等の機会を活用して、子どもの読書活動の意義・重要性について、広く啓発広報することが必要です。

学校においては、保護者説明会や家庭訪問等、また家庭へ配布する学校図書館だより、学級通信等を活用して、子どもの読書活動の意義や親子読書の促進について啓発に努める必要があります。

県内の子どもの読書推進のため広く啓発を図るためのポスター、リーフレット等の掲示や配布等による広報に努めます。

3 優れた取組の奨励

(1) 優れた取組等を行っている機関・団体・個人の表彰

子どもの読書推進活動に対して実施される様々な表彰について、周知・活用を働きかけます。

子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について周知を図り、優れた取組等を行っている機関、団体、個人の活動の促進を図ります。

また、社団法人読書推進運動協議会の全国優良読書グループ表彰、県教育委員会の教育文化表彰や福岡県学校図書館協議会の学校図書館コンクール等を活用し、県内の優れた取組の奨励を図ります。

福岡県の取組

- ・ 子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について、周知を図り、優れた取組の紹介に努めます。

(2) 市町村における表彰

市町村においては、各自治体の実情等に即し、優れた読書推進活動を奨励するため、顕彰制度等の設立が望まれます。

4 優良図書の普及

(1) 優良図書の家庭・地域への周知・普及

図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等へ社会保障審議会児童福祉文化財推薦一覧（優良図書リスト）の配布を行うほか、県立図書館において推薦図書のリストを子ども図書館ホームページに掲載するなど優良図書の普及に努めます。

(2) 書店商業組合等との連携・協力による優良図書の周知・紹介

現在、書店商業組合等を通して、県内の書店で子ども向け図書コーナーの設置や店頭における本の読み聞かせ等が行われています。今後も、書店商業組合との連携・協力を図りながら、子どもの読書活動の推進を図ります。

【用語解説】

- ※1 家庭教育手帳
文部科学省が作成した家庭教育に関する冊子。平成 21 年度からは CD-ROM とホームページによるデータの提供となっている。
- ※2 「本のわくわく探検事業」
平成 13 年度から平成 21 年度まで実施した事業。読書フォーラムの開催、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣の 3 事業を県内 8 地区の各地区実行委員会に委託して実施した。
- ※3 ブックスタート
赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの 0 歳児検診などで行われることが多い。
- ※4 福岡県図書館情報ネットワークシステム
インターネットを利用して、県内の図書館（室）間で、横断検索や相互貸借の依頼、様々な情報交換等を可能にしたシステムのこと。
- ※5 横断検索
図書館資料を検索する時に、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索することができるシステムのこと。
- ※6 相互貸借
図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者へ提供すること。
- ※7 子ども読書の日
平成 13 年 12 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4 月 23 日「子ども読書の日」が設けられた。
- ※8 こどもの読書週間
読書推進運動協議会が主催するもので、昭和 34 年よりはじまった。こどもの日を含む 2 週間だったが、2000 年の「子ども読書年」を機に、4 月 23 日から 5 月 12 日までの 3 週間となった。
- ※9 遠隔地貸出・返却サービス
県立図書館の資料を、利用者の希望する近隣の図書館で貸出・返却できるサービスのこと。ホームページ等から申し込みができる。
- ※10 学校図書館の図書標準
平成 5 年 3 月に文部省（当時）が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

- ※11 書店商業組合
県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している。法の下に経済産業省からの認可を受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるための様々な社会活動を行っている。
- ※12 リクエストサービス
利用者が要求した資料に対して、所蔵の有無にかかわらず、図書館が購入や相互貸借などの方法で提供すること。
- ※13 レファレンスサービス
何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助する、または、情報・文献の紹介・提供すること。
- ※14 団体貸出サービス
学校・地域文庫等の団体利用者に対して、まとまった冊数の図書館資料を一括して貸し出すこと。
- ※15 ブックトーク
テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、本に興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。
- ※16 学力向上プラン
各小・中学校が、自校の児童生徒の学力の状況を分析し、その課題を解決して学力向上を図るために、「児童生徒の学力実態」、「本校で児童生徒に育成する学力」、「学力向上の方針と指導の重点」など8つの視点から立てる計画のこと。
- ※17 デイジー録音
デジタル録音図書の国際基準である (Digital Accessible Information System) による録音。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために使われる。
- ※18 ペープサート
人物の絵などを描いた紙に棒をつけたものを動かして演じる人形劇のこと。
- ※19 パネルシアター
付着力のよいパネルに、Pペーパー等で作った絵や図形等を貼ったりはずしたりして展開する物語、歌遊びなどの表現法。1973年古宇田亮順によって考案された。
- ※20 バリアフリー絵本
障害の有無にかかわらず、その障害（バリア）を超えて楽しめる絵本のこと。点字付き絵本、点訳絵本、さわる絵本、布の絵本などがある。
- ※21 アニマシオン
「読書へのアニマシオン」とは、読書をゲームとして楽しみながら、本に対する興味を持たせ、読解力など、子どもが深く読む力を引き出そうとするもの。
- ※22 国立国会図書館国際子ども図書館
国内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携の下に行うため、平成12年国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の国立の児童書専門図書館。